

運営規定の概要

フリガナ	トクベツウゴロウジンホーム マホロバノサトカワジ		サービスの種類	(介護予防)短期入所生活介護
事業所名	特別養護老人ホーム まほろばの里川治		事業所番号	1571000999
所在地	〒 948－0036 新潟県十日町市川治4525番地		フリガナ	ワクイ タクミ
			管理者	涌井 匠
連絡先	電話番号	025－761－7333	FAX番号	025－752－7811
利用定員	20名			
利用料	法定代理受領分	厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)		
	法定代理受領分以外	厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)		
介護保険給付対象外費用	居住費 ・ 食材料費 (別掲)			
通常の事業の実施地域	十日町市・小千谷市・南魚沼市・津南町			
	備考			

職員の勤務の体制

職務	職務内容	必要資格	人数
管理者	職員の管理及び業務の実施状況の把握や管理を一元的に行います。		1人
生活相談員	家族や職種間の連絡調整、短期入所の利用調整、計画書の作成等を行います。□	社会福祉士 社会福祉主事□	1人以上 (特養兼務)
看護職員	入所者の健康管理、医師の指示のもと医療処置を行います。家族、介護職員への指導・助言を行います。□	看護師 准看護師□	1人以上 (特養兼務)
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退防止や維持向上のために機能訓練を行います□	理学療法士・作業療法士 言語聴覚士・看護師□	1人以上
介護職員	入所者の日常生活上のお世話をします。□	介護福祉士・介護職員 初任者研修・実務者研修 他(認知症基礎研修修了者含)□	7人以上
管理栄養士 栄養士	バランスを考えた献立を作成します。□	管理栄養士 栄養士□	1人以上
調理員	献立にそって食事をつくります。□	調理師□	必要数
事務員・営繕	事務管理全般、施設営繕の業務をおこないます。□		必要数

特別養護老人ホーム まほろばの里川治
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護利用料金表（1割負担）

利用料金は、厚生労働省が定めた告示上の基準の額とし、介護保険負担割合証の「利用者負担割合」に記載のある割合分を自己負担としています。尚、厚生労働省が定めた告示上の基準額が改定された場合は、改定後の金額を適用するものとします。改定時、事業所は法令改正後、速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知します。介護保険料の滞納に伴う給付制限を受けている場合は負担金額及び支払方法が変わることがあります。

【ユニット型個室利用料金】

2024年8月1日改定

要介護度	1日あたりの利用料金	1割負担
要支援1	5,290円	529円
要支援2	6,560円	656円
要介護1	7,040円	704円
要介護2	7,720円	772円
要介護3	8,470円	847円
要介護4	9,180円	918円
要介護5	9,870円	987円

【介護保険給付対象となる加算】

加算の種類		1割負担	備考
☐	送迎加算	184 円	片道につき
☐	看護体制加算（Ⅰ）	4 円	1日につき
☐	看護体制加算（Ⅱ）	8 円	1日につき
☐	看護体制加算（Ⅲ）イ	12 円	1日につき
☐	看護体制加算（Ⅳ）イ	23 円	1日につき
☐	※在宅中重度加算	※425 円	1日につき
☐	夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18 円	1日につき
☐	夜勤職員配置加算（Ⅳ）	20 円	1日につき
☐	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円	1日につき（原則7日以内）
☐	若年性認知症利用者受入加算	120 円	1日につき
☐	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 円	1日につき
☐	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 円	1日につき
☐	療養食加算	8 円	1食につき（1日3食を限度）
☐	個別機能訓練加算	56 円	1日につき
☐	緊急短期入所受入加算	90 円	1日につき（原則7日以内）
☐	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 円	1日につき
☐	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 円	1日につき
☐	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 円	1日につき
☐	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 円	ひと月につき（3か月に1度を限度）
☐	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 円	ひと月につき
☐	通院等乗降介助	99 円	病院へ送迎時
☐	介護職員処遇改善加算Ⅱ	利用料金（基本料金＋各種加算） × 13.6%	

【実費】

持ち込み電化製品使用料	100円	1日につき
-------------	------	-------

【食費・居住費】

介護保険負担段階	食費	居住費	適用
第1段階	300円	880円	市民非課税（世帯の全員、別住所の配偶者含む）で老齢福祉年金受給者 生活保護受給者
第2段階	600円	880円	市民非課税（世帯の全員、別住所の配偶者含む）で合計所得金額と課税年金収入と非課税年金収入額の合計が80万円以下
第3段階①	1,000円	1,370円	年金収入80万超120万以下
第3段階②	1,300円	1,370円	年金収入120万超
第4段階	1700円	2,066円	市民課税世帯

※ 第2段階 単身650万円 夫婦1,650万円
第3段階① 単身550万円 夫婦1,550万円
第3段階② 単身500万円 夫婦1,500万円
上記年金収入に加え、預貯金が左記の金額以下であること。

※ 朝食：450円、昼食：650円、夕食：600円

サービスのご提供にあたり、本紙に基づき、ご利用サービスに関わる費用の説明を行いました

説明日：年 月 日

【説明者】所在地：新潟県十日町市川治4525番地

事業所：特別養護老人ホームまほろばの里川治

説明者：生活相談員

【確認者】

特別養護老人ホーム まほろばの里川治
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護利用料金表（2割負担）

利用料金は、厚生労働省が定めた告示上の基準の額とし、介護保険負担割合証の「利用者負担割合」に記載のある割合分を自己負担としています。尚、厚生労働省が定めた告示上の基準額が改定された場合は、改定後の金額を適用するものとします。改定時、事業所は法令改正後、速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知します。介護保険料の滞納に伴う給付制限を受けている場合は負担金額及び支払方法が変わることがあります。

【ユニット型個室利用料金】

2024年8月1日改定

要介護度	1日あたりの利用料金	2割負担
要支援1	5,290円	1,058 円
要支援2	6,560円	1,312 円
要介護1	7,040円	1,408 円
要介護2	7,720円	1,544 円
要介護3	8,470円	1,694 円
要介護4	9,180円	1,836 円
要介護5	9,870円	1,974 円

【介護保険給付対象となる加算】

加算の種類		2割負担	備考
☐	送迎加算	368 円	片道につき
☐	看護体制加算（Ⅰ）	8 円	1日につき
☐	看護体制加算（Ⅱ）	16 円	1日につき
☐	看護体制加算（Ⅲ）イ	24 円	1日につき
☐	看護体制加算（Ⅳ）イ	46 円	1日につき
☐	※在宅中重度加算	※850 円	1日につき
☐	夜勤職員配置加算（Ⅱ）	36 円	1日につき
☐	夜勤職員配置加算（Ⅳ）	40 円	1日につき
☐	認知症行動・心理症状緊急対応加算	400 円	1日につき（原則7日以内）
☐	若年性認知症利用者受入加算	240 円	1日につき
☐	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	6 円	1日につき
☐	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	8 円	1日につき
☐	療養食加算	16 円	1食につき（1日3食を限度）
☐	個別機能訓練加算	112 円	1日につき
☐	緊急短期入所受入加算	180 円	1日につき（原則7日以内）
☐	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	44 円	1日につき
☐	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	36 円	1日につき
☐	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	12 円	1日につき
☐	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	200 円	ひと月につき（3か月に1度を限度）
☐	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	400 円	ひと月につき
☐	通院等乗降介助	198 円	病院へ送迎時
☐	介護職員処遇改善加算Ⅱ	利用料金（基本料金＋各種加算） × 13.6%	

【実費】

持ち込み電化製品使用料	100円	1日につき
-------------	------	-------

【食費・居住費】

介護保険負担段階	食費	居住費	適用	
第1段階	300円	880円	市民非課税（世帯の全員、別住所の配偶者含む） で老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	
第2段階	600円	880円	市民非課税（世帯の全員、別住所の配偶者含む） で合計所得金額と課税年金収入と非課税年金収入 額の合計が80万円以下	
第3段階①	1,000円	1,370円	年金収入80万超 120万以下	市民非課税（世帯の全員、別 住所の配偶者含む）で第1段階、第2段階以外の方
第3段階②	1,300円	1,370円	年金収入120万超	
第4段階	1700円	2,066円	市民課税世帯	

※ 第2段階 単身650万円 夫婦1,650万円
第3段階① 単身550万円 夫婦1,550万円
第3段階② 単身500万円 夫婦1,500万円
上記年金収入に加え、預貯金が左記の金額以下であること。

※ 朝食：450円、昼食：650円、夕食：600円

サービスのご提供にあたり、本紙に基づき、ご利用サービスに関わる費用の説明を行いました

説明日：年 月 日

【説明者】

所在地：新潟県十日町市川治4525番地

事業所：特別養護老人ホームまほろばの里川治

説明者：生活相談員

【確認者】

特別養護老人ホーム まほろばの里川治
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護利用料金表（3割負担）

利用料金は、厚生労働省が定めた告示上の基準の額とし、介護保険負担割合証の「利用者負担割合」に記載のある割合分を自己負担としています。尚、厚生労働省が定めた告示上の基準額が改定された場合は、改定後の金額を適用するものとします。改定時、事業所は法令改正後、速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知します。介護保険料の滞納に伴う給付制限を受けている場合は負担金額及び支払方法が変わることがあります。

【ユニット型個室利用料金】

2024年8月1日改定

要介護度	1日あたりの利用料金	3割負担
要支援1	5,290円	1,587 円
要支援2	6,560円	1,968 円
要介護1	7,040円	2,112 円
要介護2	7,720円	2,316 円
要介護3	8,470円	2,541 円
要介護4	9,180円	2,754 円
要介護5	9,870円	2,961 円

【介護保険給付対象となる加算】

加算の種類		3割負担	備考
☐	送迎加算	552 円	片道につき
☐	看護体制加算（Ⅰ）	12 円	1日につき
☐	看護体制加算（Ⅱ）	24 円	1日につき
☐	看護体制加算（Ⅲ）イ	36 円	1日につき
☐	看護体制加算（Ⅳ）イ	69 円	1日につき
☐	※在宅中重度加算	※1,275 円	1日につき
☐	夜勤職員配置加算（Ⅱ）	54 円	1日につき
☐	夜勤職員配置加算（Ⅳ）	60 円	1日につき
☐	認知症行動・心理症状緊急対応加算	600 円	1日につき（原則7日以内）
☐	若年性認知症利用者受入加算	360 円	1日につき
☐	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	9 円	1日につき
☐	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	12 円	1日につき
☐	療養食加算	24 円	1食につき（1日3食を限度）
☐	個別機能訓練加算	168 円	1日につき
☐	緊急短期入所受入加算	270 円	1日につき（原則7日以内）
☐	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	66 円	1日につき
☐	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	54 円	1日につき
☐	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	18 円	1日につき
☐	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	300 円	ひと月につき（3か月に1度を限度）
☐	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	600 円	ひと月につき
☐	通院等乗降介助	297 円	病院へ送迎時
☐	介護職員処遇改善加算Ⅱ	利用料金（基本料金＋各種加算） × 13.6%	

【実費】

持ち込み電化製品使用料	100円	1日につき
-------------	------	-------

【食費・居住費】

介護保険負担段階	食費	居住費	適用	
第1段階	300円	880円	市民非課税（世帯の全員、別住所の配偶者含む） で老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	
第2段階	600円	880円	市民非課税（世帯の全員、別住所の配偶者含む） で合計所得金額と課税年金収入と非課税年金収入 額の合計が80万円以下	
第3段階①	1,000円	1,370円	年金収入80万超 120万以下	市民非課税（世帯の全員、別 住所の配偶者含む）で第1段階、第2段階以外の方
第3段階②	1,300円	1,370円	年金収入120万超	
第4段階	1700円	2,066円	市民課税世帯	

※ 第2段階 単身650万円 夫婦1,650万円
第3段階① 単身550万円 夫婦1,550万円
第3段階② 単身500万円 夫婦1,500万円
上記年金収入に加え、預貯金が左記の金額以下であること。

※ 朝食：450円、昼食：650円、夕食：600円

サービスのご提供にあたり、本紙に基づき、ご利用サービスに関わる費用の説明を行いました

説明日：年 月 日

【説明者】所在地：新潟県十日町市川治4525番地

事業所：特別養護老人ホームまほろばの里川治

説明者：生活相談員

【確認者】

短期入所生活介護 加算説明書

加算の種類	加算の要件
送迎加算	施設から自宅の間送迎を行った場合
看護体制加算(Ⅰ)	・常勤の看護師を1名以上配置
看護体制加算(Ⅱ)	・看護職員の数をも1名以上配置 ・施設の看護職員により、24時間の連携体制を確保している
看護体制加算(Ⅲ)イ	・利用定員が29人以下。 ・前年度、前3か月の利用者総数のうち要介護3以上の割合が70%以上。
看護体制加算(Ⅳ)イ	・看護職員の数をも4名以上配置 ・施設の看護職員により、24時間の連携体制を確保している ・利用定員が29人以下。 ・前年度、前3か月の利用者総数のうち要介護3以上の割合が70%以上。
夜間職員配置加算(Ⅱ)	夜勤を行う介護職員・看護職員が最低基準を1以上上回っている場合に次の区分に応じて算定。 ①利用者の動向を察知できる見守り機器10%以上設置。 ②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討の実施のいずれにも適合している場合は最低基準を0.9以上上回っている場合。
夜間職員配置加算(Ⅳ)	・上記要件を満たしている場合。 ・夜勤時間帯を通じ、看護職員又は喀痰吸引等の実地研修を修了した介護福祉士が1人以上いること。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	・医師が緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、入所した日から、7日間算定
若年性認知症入所者受入加算	・若年性認知症の利用者ごとに個別の担当者を定め、個人の特性やニーズに応じたサービスを提供している
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	・認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、定期的な研修を実施しており、入所者の1/2以上に認知症専門の介護が必要な場合に算定
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	・認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし、認知症介護指導者研修修了者を配置した場合に算定
療養食加算	・管理栄養士又は栄養士により食事の提供が管理され、適切な栄養量及び内容の食事提供が行われている ・医師の指示による糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食、特別な検査食を提供する場合

個別機能訓練加算	・専ら機能訓練指導員として従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師等を1名以上配置 ・個別機能訓練計画に基づき機能訓練を提供。 ・3か月に1度利用者宅を訪問し利用者または家族に対して進捗状況の説明をし訓練内容の見直しを行う。
緊急短期入所受入加算	・緊急利用者を受け入れた場合に原則7日間、最大14日間算定。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上配置 ・勤続10年以上の介護福祉士35%以上配置。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	・看護・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上配置
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	・介護福祉士50%以上 ・常勤職員75%以上 ・勤続7年以上30%以上
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	・外部の理学療法士や医師からの助言(アセスメントやカンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けただうえで機能訓練指導員が生活機能向上を目的とした個別機能訓練計画を作成。 ・ICTを活用した動画等により利用者の状態を把握したうえで助言を行う。 ※3か月に1回を限度とする
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	・外部の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が短期入所に訪問し、施設の理学療法士・介護職員・看護職員・相談員・他の職種とアセスメントやカンファレンスを行い、助言を受け個別機能訓練計画を作成し3か月に1度評価を行う。 ・生活機能向上連携加算(Ⅰ)と併算定は不可
通院等乗降介助	・施設から病院へ送迎し、病院から自宅へ送迎した場合のみ算定。
在宅中重度加算	ショートステイを利用している中重度者が、自宅で訪問看護サービスを利用していた場合に、該当訪問看護事業所の看護職員がショートステイ先を訪問し、健康管理等が実施された場合に算定。
介護職員処遇改善加算	・加算を含めた利用料金の8.3%分を算定
特定処遇改善加算	・加算を含めた利用料金の2.3%分を算定

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設の名称	特別養護老人ホームまほろばの里川治
申請するサービスの種類	(介護予防)短期入所生活介護

措 置 の 概 要	
1. 利用者からの相談又は苦情などに対する常設の窓口（連絡先）及び担当者の設置状況	
苦情担当窓口を次のとおり設置します。 ①窓口設置場所 新潟県十日町市川治4525番地 特別養護老人ホームまほろばの里川治 電話番号 025-761-7333 F A X 025-752-7811 ②窓口開設時間 午前8時30分から午後5時30分まで ③対応者 施設長 涌井 匠 担当者 武居 直人 ④第三者委員 高橋愛 090-1687-5513 河野智 090-1687-5521 ⑤その他苦情窓口 十日町市役所福祉課 介護保険係 025-757-3757 新潟県国民健康保険団体連合会 025-285-3022 ④その他 窓口開設時間以外は、電話又は携帯電話により対応	
2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順	
(1)相談及び苦情の対応 相談又は電話があった場合、原則として施設長が対応します。 施設長が対応できない場合は、他職員が対応し、その旨を施設長に速やかに報告します。 (2)確認事項 相談対応者は以下の事項について確認を行います。 ① 相談又は苦情のあった利用者の氏名 ② 提供したサービスの種類、年月日及び時間 ③ サービス提供した職員の氏名（利用者が分かる場合） ④ 具体的な苦情・相談内容 ⑤ その他参考となる事項 (3)相談及び苦情処理期限の説明 相談及び苦情の相手方に対し、対応した職員の氏名を提示し、相談・苦情を受けた内容について回答する期限を併せて説明いたします。 (4)相談及び苦情処理 概ね次の手順により、相談及び苦情について処理します。 ①施設長を中心として相談・苦情処理のための会議を開催し、以下の内容を確認します。 ・ サービスを提供した者からの概況説明を行います。 ・ 問題点の整理、洗い出し及び今後の改善策について検討を行います。 ・ 文書による回答案を検討します。 ②文書により回答を作成し、利用者に対して管理者が事情説明を直接行ったうえで、文書を渡します。 ③市町村や国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行ったことを報告する。 ④事業実施マニュアルに改善点を記入し全職員に周知することで、再発防止を図る。	
3. その他参考事項	
サービス提供にあたり、待遇等を徹底する他、適宜研修を実施し、より利用者の立場に立ったサービス提供を心がけるよう職員指導を行う。 苦情が出された場合は、誠意をもって対応するものとし、苦情までに至らないケースであっても、利用者からの相談・要望を受けた場合は、事例検討の検討材料として今後のサービス向上に努めることとする。 また、利用者に満足いただけるようなサービスが提供できるよう、職員の健康管理にも十分配慮する。	